職場定着支援助成金**（保育労働者雇用管理制度助成コース）**　賃金制度整備計画提出　チェックリスト【表面】

※　計画届の提出先は、主たる事業所（本社等）を管轄するハローワークです。

事業主名：

2９0４埼玉労働局

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ご提出いただく書類　（A4版での提出にご協力お願いします）　・　確認事項 | | | | | | 事業所  ﾁｪｯｸ | HW  ﾁｪｯｸ |
| １ | 職場定着支援助成金（保育労働者雇用管理制度助成コース）賃金制度整備計画（変更）書（様式第c-1号）  　・代理人が、事業主の委任を受けて提出する場合は、「委任状」を添付（社会保険労務士による提出代行・事務代理については不要です） | | | | | |  |  |
|  | | | | □　提出期限内であるか  ※　提出期限は、計画期間の初日の６か月前の日から１か月前の日の前日までです  （例：計画期間が６月１日からの場合は、４月３０日までに提出）  □　事業主印等の押印・捨印、裏面まで記入漏れはないか  □　標題の「変更」が二重線で消されているか（変更届の場合は○で囲まれているか）  □　②（１）欄：賃金制度整備計画期間は3か月以上1年以内であるか  □　②（１）欄：賃金制度整備計画期間の開始日は、賃金制度を整備する月の初日であるか  　　※賃金制度の整備日とは、賃金制度を労働協約又は就業規則に新たに定めた日をいいます。ただし、施行年月日が定められていない場合は、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署に届け出た日（※）をいいます。  　（※）常時10人未満の労働者を雇用する事業主は、就業規則の労働基準監督署への届け出は不要です。制度の導入日は、就業規則を従業員全員に対して書面により周知した日とします。  □　②（２）欄：整備する賃金制度の概要（裏面参照）は記入されているか | |  |  |
| ２ | 事業所確認票（様式第c－2号） | | | | | |  |  |
|  | | | | | □　⑥労働協約・就業規則の周知はされているか |
| ３ | 保育事業主であることを確認できる書類 | | | | | |  |  |
|  | | * 事業に係る自治体の許可・届出の書類（写）、ＨＰ（写）、園児募集のためのリーフレット等 | | | |
| ４ | 整備する賃金制度の概要票（様式第ｃ－１号別紙１） | | | | | |  |  |
| 5 | 現行の労働協約又は就業規則（賃金規程を含む） | | | | | |  |  |
| ６ | （主たる事業が保育事業以外の事業主が、経営する保育事業所に賃金制度を整備する場合） | | | | | |  |  |
|  | | | □　計画時離職率算定期間に係る「保育労働者のうち一般被保険者の名簿」（様式第c-1号別紙２） | | |
| ７ | 対象事業所における計画時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類 | | | | | |  |  |
|  | □　離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写） | | | | |
| ８ | 制度導入後の労働協約又は就業規則（賃金規程含む）（案）   * 導入する制度の確認のため、できる限り（案）の提出をお願いします。 | | | | | |  |  |

◆　上記以外に確認書類の提示・提出を依頼する場合がございますのでご協力をお願いします。

裏面の留意事項をご確認ください

【裏面】

【留意事項】

◆賃金制度の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的に①～⑤は、「賃金制度を新たに定めるか又は改善する」に該当する。 | |
| ① | 新たに、通常の労働者以外の保育労働者に適用する賃金制度を作成することにより全ての保育労働者に階層的な賃金制度が適用される場合。 |
| ② | 全ての保育労働者に関する賃金制度を定めていたが、職務、職責、職能、勤続年数等に応じた新たな賃金制度を定める場合。 |
| ③ | 全ての保育労働者に関して職務、職責、職能、資格等に応じた賃金を定めていたが、更に定期昇給制度を加える場合。 |
| ④ | 全ての保育労働者に職務、職責、職能、資格等に応じた賃金を定めていたが、キャリア段位などの新たな客観的な職業能力評価基準に基づく賃金の格付けを導入する場合。 |
| ⑤ | 階層的な賃金額の定め（全ての介護労働者に適用。）に、更に上位の階層の賃金額を追加する場合。 |
| その他、「賃金制度を新たに定めるか又は改善する」に該当するかどうかは管轄のハローワークにお尋ねください。 | |

　◆原則として、雇用する全ての保育労働者について適用される必要があります。

※「保育労働者」とは下記に該当する労働者のことです。

　・専ら保育関係業務に従事する労働者

　（通常の労働者だけでなく、パートなど非正規労働者も含む。）

　 ● ご提出いただいた計画に変更が生じたら ●

　　　認定を受けた賃金制度整備計画の記載事項等に変更が生じる場合は、職場定着支援助成金

（保育労働者雇用管理制度助成）賃金制度整備計画（変更）書（様式第ｃ－１号）」と

変更内容の確認ができる書類をハローワークにご提出ください。

**変更の内容により、変更書を提出する期限が異なります。また、変更書の提出がないと不支給に**

**なる場合もあります。変更が生じる際はお早めに管轄のハローワークにお問い合わせください。**